

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父について、居住期間が60年近くにわたっていたことや、家業を継いで工務店を営みつつ、兼業で農業も営んでいたほか、地域のまとめ役を担っていたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として60万円の賠償が認められ、また、申立人母について、居住期間が60年程度にわたっていたことや、申立人夫の営んでいた農業を手伝っていたほか、地域の婦人会に所属して地域活動を行っていたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として60万円の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

1. 生活費増加費用（自家消費野菜購入分） 金73万円  
【期間】自 平成23年3月11日 至 平成29年3月31日
2. 生活基盤変容による精神的損害の増額分（中間指針第五次追補第2の2指針I②）
  - (1) 申立人X3分 金60万円
  - (2) 申立人X4分 金60万円
3. 日常生活阻害慰謝料の増額（中間指針第五次追補第2の4②⑥）  
申立人X1分 金72万円  
【期間】自 平成23年3月11日 至 平成25年2月28日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、不可分的に合計金265万円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年9月11日

（仲介委員 権田 光洋）